

松江市告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり告示する。なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この告示に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により、国土交通省中国地方整備局長に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、島根県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月5日

松江市長 上 定 昭 仁

- 1 起業者の名称 島根県
- 2 事業の種類 一級河川斐伊川水系忌部川総合流域防災工事
(島根県松江市乃白町地内)
- 3 起業地
 - イ 収用の部分 島根県松江市乃白町字西廻、字戸井元、字向真ノ、字先光寺、字袋尻、字公田、字真ノ川及び字八反田地内
 - ロ 使用の部分 島根県松江市乃白町字西廻、字袋尻、字公田、字真ノ川及び字八反田地内
- 4 縦覧場所 松江市役所 都市整備部建設総務課
- 5 縦覧期間 令和4年1月5日から令和4年1月19日まで